

広島県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十五年広島県告示第千五百二十二号で認可した黒瀬都市計画下水道事業黒瀬公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

黒瀬都市計画下水道事業黒瀬公共下水道

三 事業施行期間

平成四年一月三十日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

東広島市黒瀬町兼広

使用の部分

東広島市黒瀬町兼広、切田、榎原、津江、丸山、川角、菅田、春日野一丁目、春日野二丁目、松ヶ丘、切田が丘一丁目、切田が丘二丁目、切田が丘三丁目、及び桜が丘一丁目

目